

2020年12月14日

各位

高岡信用金庫
理事長 吉岡 周

不祥事件の発生について

この度、誠に遺憾ながら、弊金庫におきまして、下記不祥事件が発生いたしました。

社会的、公共的に大きな役割を担い信用を旨とすべき金融機関として、このような事態を招きましたことを誠に申し訳なく、役職員一同深く反省いたしますとともに、日ごろから弊金庫を信頼し、お取引をいただいているお客さま、会員の皆さま、ならびに地域の皆さまに心からお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

弊金庫 立野支店に勤務していた得意先担当役席の元職員が、高岡市内 3 店舗において顧客の預金を無断で解約するなどして着服していたことが判明いたしました。

(1) 事故者

元職員（男性 50 歳）

(2) 発生店舗

美幸支店、下田支店、立野支店の高岡市内 3 店舗

(3) 発生期間

2016 年 1 月～2020 年 11 月

(4) 被害の内容

- | | |
|-------|---------------------|
| ① 内容 | 預金の着服 |
| ② 被害先 | 17 先（元職員の渉外担当先） |
| ③ 金額等 | 被害実損額 16,850,664 円 |
| | 累計着服金額 56,066,453 円 |

なお、被害実損額につきましては、元職員の親族により全額弁済されております。

④ 手口等

大きく 3 通りの手口を用いていました。

一つは、偽ってお客さまに解約署名欄を記載頂いた定期預金証書を預かり、無断解約して着服し、お客さまには証書のカラーコピーを交付するという方法

一つは、定期積金の満期処理に際し、満期日の約 1 ヶ月前にお客さまに解約署名欄を記載頂いた定期積金証書を預かり、無断解約して着服する方法

一つは、定期積金の掛け金を預かり、入金処理せずに着服する方法

以上の手口を反復かつ組み合わせて、満期日には別のお客さまの預金で補填し着服を隠蔽するといったことを繰り返しておりました。

(5) 発覚日

2020年11月16日

2. 着服金の使途

借入金の返済や遊興費に充てておりました。

3. 被害を受けられたお客さまへの対応

被害に遭われたお客さまには、事実関係をご説明したうえで、深くお詫び申し上げ、被害額全額を弁済しております。引き続き誠実に対応してまいります。

4. 関係当局への届出等

事件発覚後、速やかに監督官庁への報告を行っております。

また、所轄の警察署に対しても相談を行っております。

5. 人事処分について

元職員は、2020年12月14日付で懲戒解雇処分といたしました。関係者についても責任の所在を明確にしたうえで、厳正な処分を行いました。

また、信用を第一とする金融機関としてこのような事態を招いた社会的責任があり、理事長以下、全常勤役員が報酬を一部自主返納します。

6. 今後の対応

弊金庫は、今回の事態を重く受け止め、再発防止の観点から、法令遵守態勢ならびに内部管理態勢の一層の充実・強化を図るとともに、役職員全員が信頼回復に向け、金庫を挙げて取り組んでまいります。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

<お客さま>

コンプライアンス部 電話番号：0766-24-0360（平日 9:00～17:00）

<報道関係者さま>

総務部 電話番号：0766-23-1222（平日 9:00～17:00）